

「学校いじめ防止基本方針」(概要版)

I 日常の指導体制（未然防止・早期発見）

管 理 職

- ・学校いじめ防止基本方針
- ・いじめを許さない姿勢
- ・風通しのよい職場
- ・保護者等との連携

いじめ防止委員会

- ◇構成員（*生徒指導主事、教頭、主幹教諭、人権・同和教育担当、学年主任、教育相談担当、スクールカウンセラー（SC））*委員長
- ・学校いじめ防止基本方針作成・見直し
 - ・年間指導計画の作成
 - ・校内研修会の企画・立案



未 然 防 止

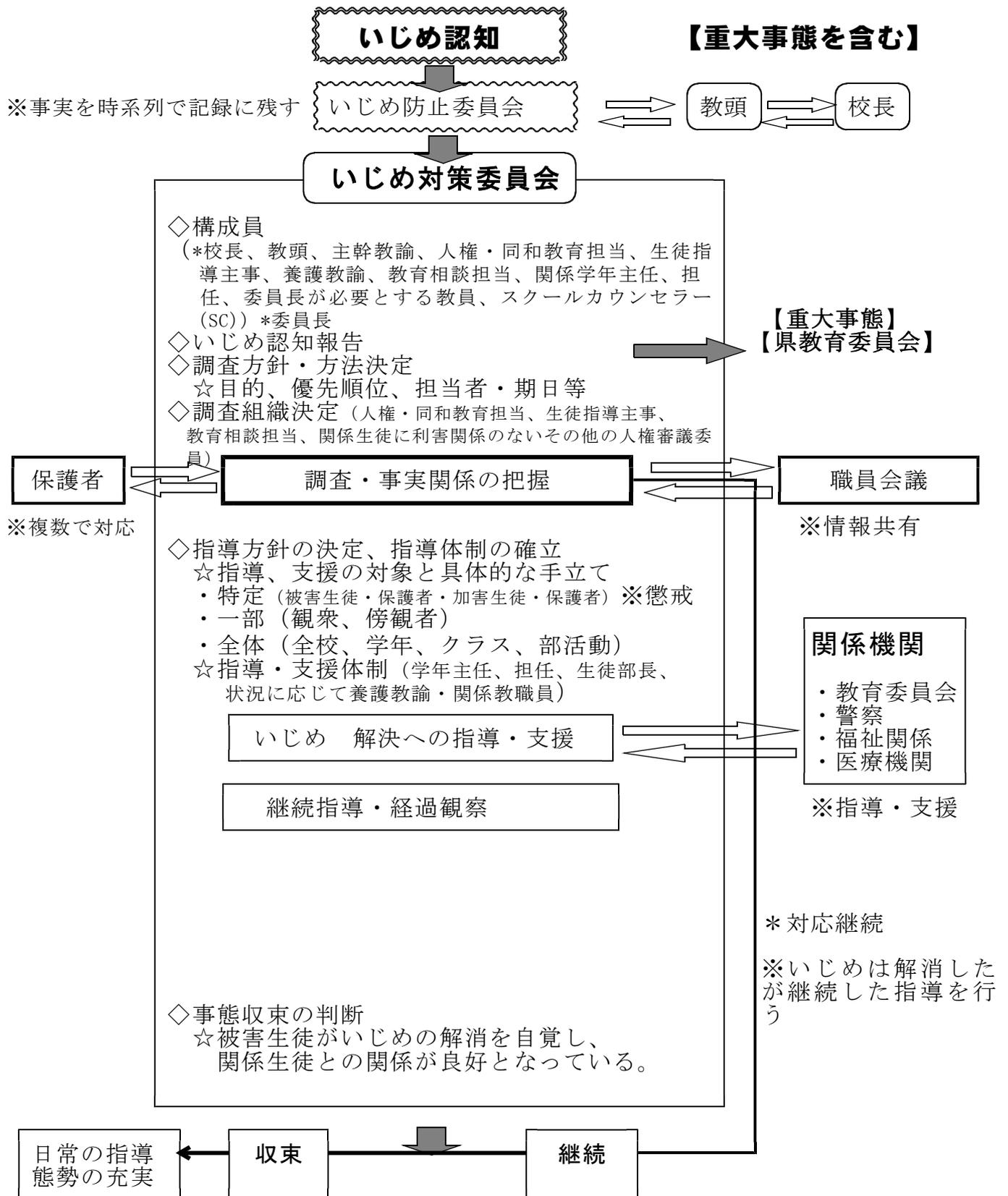
- ◇学業指導の充実
 - ・規範意識を互いに高める集団づくり
 - ・意欲的に取り組む授業づくり
 - ・人権を尊重する精神の育成
- ◇特別活動、道徳教育の充実
 - ・ホームルーム活動の充実
 - ・ボランティア活動の充実
- ◇教育相談の充実
 - ・生徒支援委員会（各月）との連携
- ◇人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚
 - ・講演会等の開催
- ◇情報教育の充実
 - ・教科「情報」における情報モラル教育の充実
- ◇保護者との連携
 - ・学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・学校評価の実施



早 期 発 見

- ◇情報の収集
 - ・教員の観察による気付き
 - ・養護教諭からの情報
 - ・相談・訴え（生徒・保護者等）
 - ・いじめアンケート
 - ・アンケートQUの実施
 - ・各種調査の実施
 - ・面談の定期開催（生徒・保護者等）
- ◇相談体制の確立
 - ・相談窓口の設置
 - ・周知
- ◇情報の共有
 - ・報告経路の明示
 - ・報告の徹底
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・進級時の引継ぎ

II 緊急時の組織的対応（いじめへの対応）

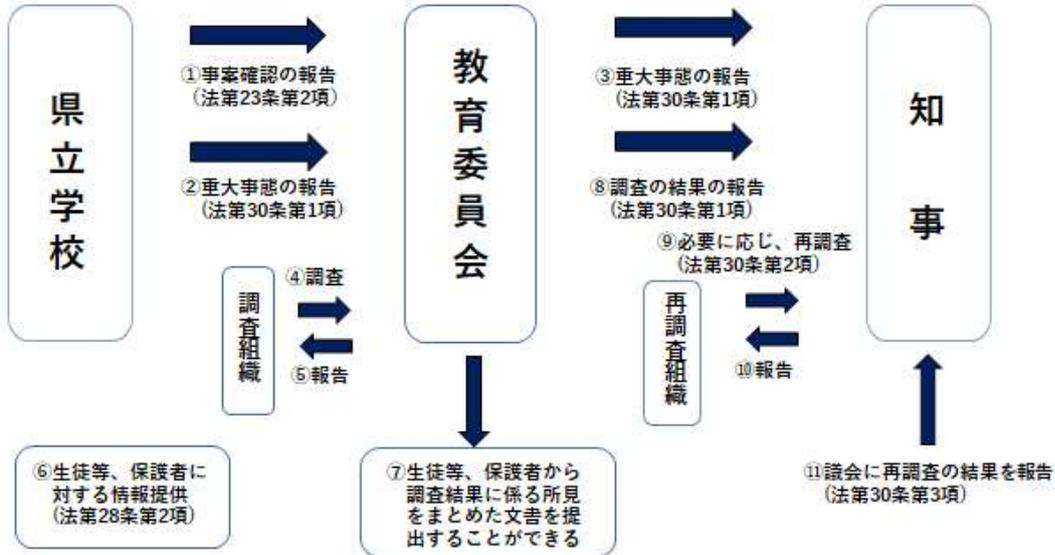


Ⅲ 重大事態発生時の組織的対応

重大事態に至る要因となつたいじめの行為が、いつ、誰から行われ、どのような様子であつたか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があつたか、学校・教職員がどのように対応したかなど可能な限り明確にする。

学校が調査の主体の場合、教育委員会は調査する組織の人的な措置や調査方法、実施、いじめを受けた生徒や保護者に対する情報提供など学校に対して必要な指導及び支援を行う。

『学校が調査主体となる場合』



『教育委員会が調査主体となる場合』

